

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第2項及び東京大学教養学部組織規則第17条第2項の規定に基づき、教養教育高度化機構（以下「高度化機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(目的)

第2条 高度化機構は、教養教育の研究・開発・支援を推進し、教養教育の高度化と国際化に資することを目的として、前期部会、後期学科及び専攻（以下「部会等」という。）の枠組みを越えて研究科・学部として取り組むべき教育プログラムを実施するほか、部会等の単位では実施することが難しい教育プログラムの支援を行う。

(教養教育高度化戦略会議)

第3条 高度化機構に、高度化機構の運営に関する全体方針を決定するため、教養教育高度化戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

2 戦略会議に関する事項は、別に定める。

(諮問委員会)

第4条 高度化機構に、高度化機構の運営に関する重要事項について戦略会議の諮問に応じるため、諮問委員会を置く。

2 諮問委員会に関する事項は、別に定める。

(機構長)

第5条 高度化機構に機構長を置く。

2 機構長は、大学院総合文化研究科及び教養学部（以下「研究科等」という。）の教授のうちから、研究科等教授会の承認を得て、研究科長が任命する。

3 機構長は、高度化機構の業務執行について、これを統括する。

4 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 機構長が欠けたときの後任の機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(執行委員会)

第6条 高度化機構に、高度化機構の業務の円滑な実施のため、執行委員会を置く。

2 執行委員会に関する事項は、別に定める。

(組織)

第7条 高度化機構に、教育・研究部門（以下「部門」という。）を置く。

2 部門に関する事項は、別に定める。

3 前2項に掲げる部門の他に、寄附部門を置くことができる。

(庶務)

第8条 高度化機構の庶務は、事務部教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に規定するもののほか、高度化機構の管理運営に関し必要な事項は、戦略会議の議を経て、研究科長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 東京大学教養学部附属教養教育開発機構規則（平成17年4月1日）は、廃止する。
- 3 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属生命科学構造化センター規則（平成18年4月1日）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行によって最初に任命される機構長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。